1. 計画の基本事項

1.1. 計画策定の趣旨

(1) 背景

現在の人々の学習の需要や考え方は、時代の変化とともに多様化、高度化しています。

つくば市においては、平成 18 年に生涯学習の効率的な推進を目指すために「つくば市生涯学習推進基本計画」が策定されると共に、平成 20 年には、生涯学習課が教育委員会から市長部局へ移管され、庁内の横断的な連携をより深め、市民の多様なニーズに沿ったまちづくりが進められています。

このような状況の中、公民館は生涯学習の拠点であり、地域づくりや人づくり、自主的な学習活動を支援していく中核的な施設として位置づけられています。これからの公民館についても、このことを踏まえて、地域の学習拠点、コミュニティの場としての役割など市民のニーズに沿った運営を図り、公民館が市民にとって身近に感じられるような、誰もが利用しやすい施設として検討していく必要があります。

(2) 目的

つくば市の公民館のあり方を見直し、施設の役割や利用の幅を広げると共に、市民の利便性 向上を図り、市の生涯学習の方向性に見合った施設として、また、コミュニティの形成など多 様な市民ニーズに応えられる施設にするための基本計画を策定します。

1.2. 根拠法令 · 関連計画

(1) 根拠法令

a)地方自治法

現行の公民館の位置づけは、社会教育法に基づく施設として位置づけられていますが、多様な市民ニーズに応えられる施設にするため、地方自治法第 244 条に基づく公の施設として位置づけます。

(2) 上位計画

a) つくば市生涯学習推進基本計画

生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するために、生涯学習推進基本計画を策定しました。生涯学習は、「個々人の自己実現を図る学習活動とともに地域社会の様々な課題を解決していく学習を含んでいることから、総合行政として自治体の全部局で取り組まなければならない」とし、これに対応する形で、平成 20 年に生涯学習課が教育委員会から市長部局に移行しました。

(3) 関連計画

a) つくば市次世代育成支援対策行動計画

安心して子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるような環境を提供するという視点を重視し、次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、 今後のつくば市の少子化対策、次世代育成支援の方向性及び計画を示すために策定しました。 生涯学習に関する内容としましては、子育ての自主的なサークル活動について、公民館、学校 の余裕教室、空き店舗等を利用して、概ね 3 歳未満の乳幼児を持つ親子を対象に、気軽な交流、集いの場を提供し、相談等を行う事業である「つどいの広場事業」等があります。

b) つくば市高齢者福祉計画

日々変化する高齢者を取り巻く社会環境や介護サービス等に対する高齢者のニーズに対応 し、介護保険サービスを基本とする高齢者施策の充実を図り、高齢者の健康づくりや介護予防 事業、いきがい事業を推進し、誰もが安全で、安心できるまちの実現を目指しています。生涯 学習に関しては、地域福祉出前講座や、シルバークラブ育成事業、高齢者学級について述べら れています。

c) 市民協働ガイドライン

市民と行政が協働して公共的課題の解決に当たるための指針として策定しました。

市民と行政の協働によって、市民、市民の様々な組織、行政の特性を生かした個性溢れた魅力あるまちづくりを実現することを目的としています。

また、市民協働のまちづくりの担い手として、地域活動団体やボランティア活動団体などの 団体についても述べられています。

1.3. 計画の期間

計画の期間は、5年(平成23年度から平成27年度まで)とします。

2. 公民館の現状と課題の整理

2.1. 公民館の根拠法令等

(1) つくば市公民館条例(平成元年 12 月 21 日 条例第 62 号)

社会教育法第24条の規定に基づき、つくば市の公民館の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めています。

(2) その他

a) 公民館の設置及び運営に関する基準(文部科学省告示第102号 平成15年6月6日)

公民館の具体的な整備基準として、次の点について努力目標が示されています。

- ・地域の学習拠点としての機能の発揮
- ・地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- 奉仕活動・体験活動の推進
- ・学校、家庭及び地域社会との連携等
- ・地域の実情を踏まえた運営

b) 文部科学省通達 今後の地方教育行政のあり方について (平成 10 年 9 月 21 日 中央教育 審議会)

教育行政のあり方についてまとめられた審議内容であり、教育行政における公民館の活用に 触れられています。

特に「第4章 地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成及び地域振興に教育委員会の果たすべき役割について」の中で、地域コミュニティの拠点としての学校・公民館の活用が十分ではないという課題を踏まえ、公民館での活動として、大学等との連携の促進(大学や専修学校による公開講座の定期開催など)や、民間の団体・事業者等との連携の促進(イベント、民間教育事業者との学習講座の開催など)が具体的改善策として挙げられています。

2.2. 公民館の転用に関する国の動向

公民館は、昭和24年に社会教育法の制定により、「市町村その他一定区域内の住民のために、 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健 康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的として 設置されました。

しかし、都市化や核家族化の進展と共に、昭和48年に自治省通知によりコミュニティ振興政策 が進められ、市町村にコミュニティセンターの設置が図られました。

また、平成10年の中央教育審議会において、今後の地方教育行政のあり方について、地域コミュニティの拠点としての公民館の活用が十分ではないという課題が提起されております。

なお、平成 20 年に、補助金等適正化中央連絡会議の決定事項として、「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。」ことが決定されました。

これを受けて、公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分については、文部科学省生涯学習政策局長から「地方公共団体の補助対象財産の転用等について、概ね10年を経過したものにつ

いては、補助の目的を達成したものとみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなすことなどが決定された。」旨の通知があります。

2.3. つくば市の概要

つくば市は、万葉の昔から謳われている筑波山を仰ぎ、また小貝川、桜川などの流れに沿って 田園風景が広がる豊かな自然を有しています。

その一方で、昭和 39 年の閣議決定により、筑波で研究学園都市の建設が始まり、現在では、国、独立行政法人、民間を合わせて 300 を超える研究機関が立地していると共に、研究学園都市の影響から外国籍居住者の割合が高く、その国籍も多岐にわたっております。

また、平成17年には都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスが開業したことによる、都心からのアクセス向上、人口の増加等の変化に合わせた新たなまちづくりが始まっています。





2.4. 施設の概要

市内には社会教育法により位置づけられている公民館が17箇所あり、市民サークル・団体等への施設の貸出、講座の企画運営や高齢者学級、図書の貸し出しなどを行っています。

また、市が独自に定める目的に資する施設として市民ホールが4か所あり、その他に、ふれあいプラザや市民研修センターなど、指定管理者制度による同種の施設や、地区集会所も市内に分布しています。

公民館の設置年度については、昭和 45 年に 1 施設、昭和 50 年代に 10 施設、昭和 60 年から平成 6 年の間に 5 施設、平成 7 年以降に 1 施設が竣工し、現在の 17 施設に至っています。

【つくば市の公民館】



a) 施設の設置数・分布

施設の設置数・分布をまとめると、以下の表及び図の通りとなります。

施設の種類	施設の名称	施設数
公民館	大穂公民館、吉沼公民館、豊里公民館、谷田部公民館、手代木公民館、二の宮公民	17
	館、春日公民館、島名公民館、桜公民館、西公民館、竹園公民館、並木公民館、広	
	岡公民館、吾妻公民館、筑波公民館、小野川公民館、茎崎公民館	
市民ホール	市民ホールくぎさき、市民ホールやたべ、市民ホールつくばね、市民ホールとよさ	4
	٤	
文化・学習施設	市民研修センター、ふれあいプラザ、ノバホール、つくばカピオ、中央公民館、	9
	働く婦人の家、筑波文化センター、さくら民家園、出土文化財管理センター	
地区集会所	各地区に30~130か所程度設置されている。	367

【つくば市公民館及び市民ホール等の分布】



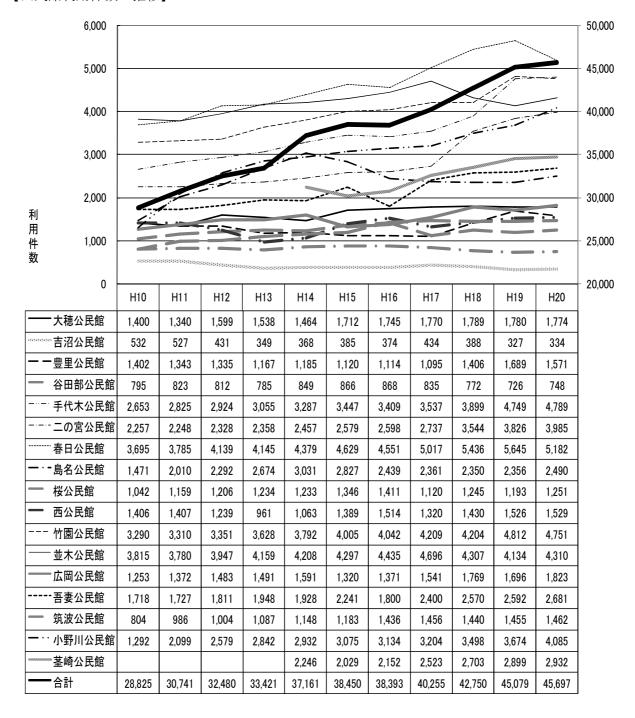
公民館に関しては、地域の「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」施設として法律に位置づけられ、料理講座や地域の歴史、運動講座など様々な講座や、市民のサークル活動が行われています。

また、吉沼・桜・竹園・並木・広岡公民館においては、出張所窓口が併設されており、西公民館は運動室が児童に利用されています。

b) 公民館の利用件数及び利用人数の推移

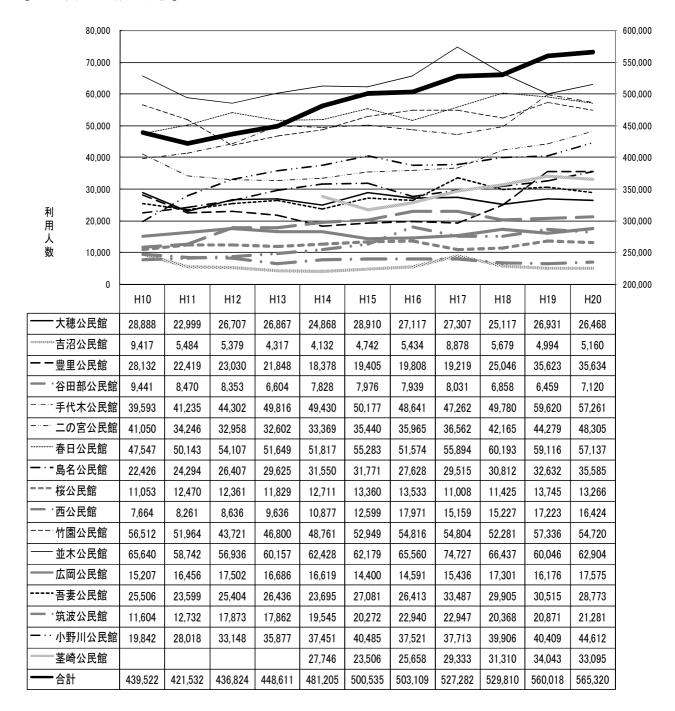
各施設の平成10年から平成20年までの公民館利用件数及び利用人数の推移については以下の表に示す通りとなります。

【公民館利用件数の推移】



公民館の利用件数は各公民館合計が平成 14 年で 37,161 件、平成 20 年で 45,697 件と 1.23 倍 になっており、全体的には増加しています。

【公民館利用人数の推移】

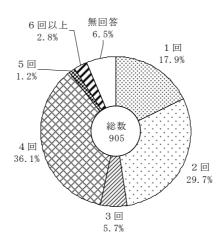


公民館の利用人数は、平成 14 年で 481,205 人、平成 20 年で 565,320 人と 1.17 倍になっており、利用件数に比べ増加の幅が小さくなっています。

c) 公民館利用団体の平均利用回数及び平均利用時間

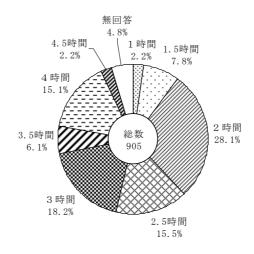
公民館利用団体の平均利用回数及び平均利用時間は、以下のグラフの通りとなります。

【公民館利用団体の平均利用回数(月当たり)】



平成 21 年度に実施した公民館利用団体アンケート調査結果から、月当たりの利用回数は、4 回が 36.1%、2 回が 29.7%、1 回が 17.9%、3 回が 5.7%となっており、定期利用の需要があります。

【公民館利用団体の平均利用時間(1回当たり)】

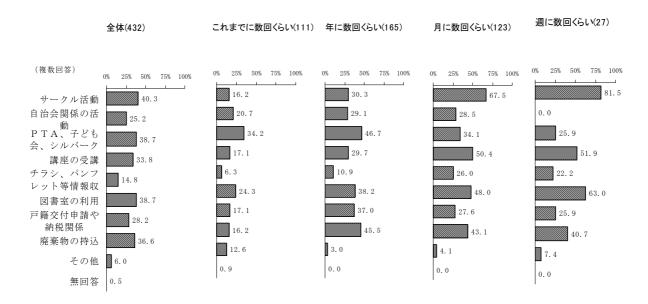


また、利用時間は、2 時間 が 28.1%、3 時間が 18.2%、2.5 時間が 15.5%、4 時間 が 15.1% となっており、2 時間以上の利用が多い状況となっています。

d) 公民館利用者の公民館利用内容

公民館利用者の公民館を利用する内容は、以下のグラフの通りとなります。

【公民館利用者の公民館利用内容】



平成 21 年に実施した市民アンケート調査結果から、利用内容について「サークル活動」が 40.3%、「PTA、子ども会、シルバークラブその他各種団体の活動」が 38.7% となっていますが、利用回数では、サークル活動の利用回数が多く、各種団体の利用回数は少なくなっています。

2.5. 施設の問題点

施設の現況より問題点を整理し、項目に分類したものを以下に示します。

(1) 事務体制の問題点

- ・公民館を総括する生涯学習課は、教育委員会から市長部局に移行しましたが、公民館は社会教育法に基づき設置されているため、教育委員会の事務補助執行という形で業務を行っており、市長部局と教育委員会の二重の執行体制となっています。また、公民館職員の服務上の指揮監督権限は教育委員会にあるため、市の組織的な整合がとりにくくなっています。
- ・開館時間や業務に対応した配置職員数(行政窓口がある施設もない施設も職員配置数が同じ等)になっておらず、職員不足の公民館もあります。

(2) 施設運営の問題点

- ・館によって、利用率が異なることや、ほとんど使用されていない部屋があるなど、非効率 的な施設運営が見られます。
- ・受付日に早朝から長蛇の列となる場合や、インターネットシステムが十分に活用できていない等の問題があります。また、申請許可の簡略化を可能にするような改変の必要性があります。
- ・講座によっては地域性等の特色が出ているものもあるが、講座名称が異なっても内容が同じである、同じ講座が毎年繰り返されている場合がある、という講座運営の問題点もあります。
- ・館長が公民館使用の許可をするための許可基準は社会教育法第23条を基にしているものの、実際の運用においては館長の裁量による場合も多く、判断が難しい場合があり、公民館により判断が異なる場合があります。

(3) 維持管理の問題点

- ・施設の開設年は、平成 10 年開設の比較的新しい施設もありますが、古いもので昭和 45 年となっており、施設の問題点として、雨漏りがする、建てつけが悪くなってきた、等の 老朽化が大きな問題となっております。
- ・建設年度の古いものは旧耐震基準のものがあります。
- ・ほとんどの施設がユニバーサルデザインへの対応が十分でなく、早急な対応が求められて います。

【雨漏りの発生(筑波公民館)】



【バリアフリー未対応(桜公民館)】



2.6. 生涯学習の方向性

つくば市では、生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進することを目的として、平成 18 年に「つくば市生涯学習推進基本計画」を策定し、生涯学習推進についての基本的考え方、施策の推進方向を示しています。

一方、上位計画であるつくば市総合計画において、公民館は生涯学習活動の拠点として位置づけられており、今後の公民館のあり方については、つくば市生涯学習推進基本計画に示されている基本的考え方、施策の推進方向についての考え方を踏まえる必要があります。

(1) 生涯学習推進のための基本的考え方

つくば市生涯学習推進基本計画においては、つくば市の生涯学習推進の取り組みの現状と課題を踏まえ、以下の4つの生涯学習推進のための基本的な考え方が挙げられています。

- ①市民の自主性・主体性の尊重
- ②市民と行政のパートナーシップ
- ③地域の歴史・文化の継承と創造
- ④大学や研究機関との連携強化

(2) 生涯学習推進のための施策の方向

さらに、上記の4項目の基本的な考え方を受けて、施策の推進方向として7項目が示されています。これらの方向性の中で、今後の公民館のあり方と関連があるものは以下の通りとなります。

①生涯学習の基礎づくりを図る

・既存の社会教育・社会体育の団体の活性化を図るとともに、自治会や子育て支援等の専門的な知識・技術を持つNPO等との連携を図る。

②生涯学習関連施設の整備・充実を図る

- ・誰もが利用しやすい施設構造の実現と、市民のニーズに基づいた施設機能の充実に努める。
- ・既存施設のより一層の有効活用と施設相互のネットワーク化を促進する。また、地域の 拠点にふさわしい施設づくりを推進する。

③市民の学習成果を活かす

- ・自ら学んだ生涯学習の成果を多くの市民に広く提供するため、生涯学習への理解を深め、 身近な講師として指導者の養成に努める。
- ・市民が様々な行政施策や市域社会活動へ参画し、学習成果を生活の場に生かすことができるよう支援する。また、市民と協働するための行政内部での体制づくりを推進する。

④学習情報の提供と学習相談の充実を図る

・市民が利用できる情報サービスを充実し、生涯学習に関する情報が容易に入手できるよ

うにするとともに、情報媒体の利用拡大を図る。

⑤豊かな学びとスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る

- ・市民の学習要求は非常に高い現状にあることを踏まえ、その要求に応えうる事業展開が 必要である。広く市民のニーズを反映した学級・講座を開設することに努める。
- ・放課後や週末に自由に利用できる青少年を対象とした居場所づくりを構築することで、 創造的な学習活動、異年齢集団内での遊びの空間を開設することが必要である。

⑥人と文化がふれあい、お互いに助け合う心安らぐまちづくりを図る

- ・既存の自主サークル活動等については、活動支援を行うとともに、団体間のネットワーク化を図ることで推進力を高めることが必要である。
- ・学園都市であることで学生などの若い世代や外国人住民が集中しているため、活力導入が見込まれる。十分な情報提供・情報共有の場を設けることで、このような市民層と行政のパートナーシップ、市民同士の連携・協力を図ることができ、新たな市民活動の展開が期待できる。

⑦生涯学習の仕組みの整備を図る

- ・生涯学習の全庁的、全市的な推進を展開するために、推進体制の充実に努める。
- ・多様化・高度化している市民の学習要求に対応し効果的な生涯学習関連施策を展開する ために、市民の学習ニーズを的確に把握し、施策に活かす。
- ・市民のニーズを活かした生涯学習を推進していくために、市民のニーズを踏まえた社会 教育施設の管理・運営に努める。



2.7. 市民ニーズの把握

平成 21 年度に実施した市民アンケートの結果から市民の意見を整理すると、学習に関する内容、 地域の活力に関する内容、世代間交流に関する内容、地域内交流に関する内容、利便性に関する 内容の5つのニーズに分類することができます。

(1) 学習に関する内容

- ・子どもや母親のための子育て講座を増やして欲しい
- ・勤務後の夕方から夜間の時間帯に講座を実施して欲しい
- ・ 有料でも内容の深い講座が欲しい
- 児童館や子どもの学習場所が不足している
- •「学習室」のような部屋があれば、利用者が増えると思います

(2) 地域の活力に関する内容

- ・(管理者が)地域のシルバー人材、若しくはボランティアなら、なお良いかと思う
- ・その地域で活用してもらうべく、地域や地区の方に運営や利用、維持管理を任せてもよい と思う。
- 公民館でボランティアを募ったらどうか
- ・市民活動する場所として、公民館を充実させるべきです

(3) 世代間交流に関する内容

- キッズルームのあるところが増えるとうれしいです
- ・近所のおじいちゃん、おばあちゃん達と触れ合うことにより、子どもの教育にもなり、安全な街づくりにもなると思います
- ・中高生にも使わせて欲しい
- ・高齢者向きのサークルばかりでなく、若年層が楽しめるサークル、催しをやって欲しい
- ・高齢者がもっと興味を持って集まりたくなる催しものなどを考えて頂きたい
- ・高齢者にとってふれあいの場所として大切な場所となっております。一般の方達も気軽に 利用できたら、もっともっと町の人たちにとって身近なものになると思います

(4) 地域内交流に関する内容

- ・サークル同士の横のつながりを持つためにも、ボランティアができればよい
- ・公民館を利用している人たちの交流会があればいい
- ・もっと公民館から発信し、多くの人が活用できる場、交流できる場になればいい
- ・引っ越してきて、地域の人との交流がなかなかとれず、手軽に通えるようなところを探している
- ・ミニコミの重要な拠点として残したい場
- ・国際交流の企画があれば参加、協力できる
- ・他県からつくば市に越してきて2年経ちますが、子どもがいないため、地域の人との交流 がなかなか取れません
- ・昨年、県外から転入してきました。公民館があまりによく使用されていて、地域の人々と

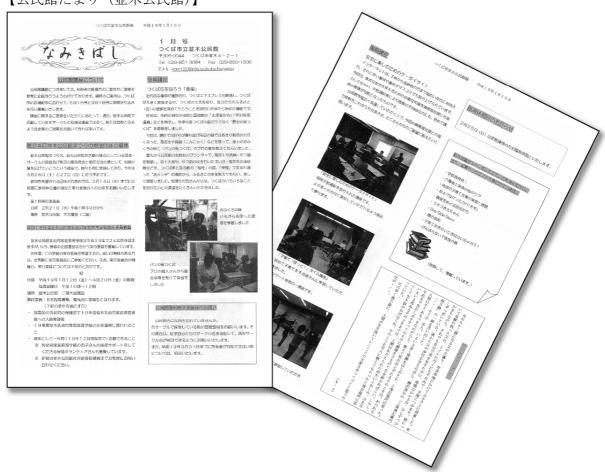
のつながりを築き、深めていく場であることに驚きました

・ますます人とのふれあいが必要とされる今、廃止でなく、さらなる有効利用を考えるべき ではないでしょうか

(5) 利便性に関する内容

- ・託児所の整備を行って欲しい
- バリアフリーにして欲しい
- ・戸籍の交付申請ができること
- ・インターネットで仮予約だけでなく、本申し込みができるようにして欲しい
- ・予約が重複する場合は、別の公民館や他施設の利用を考慮すべきだ
- ・予約内容と当日の利用希望が違う場合があっても、空き室があり他の利用者に迷惑でなければ融通して欲しい
- ・より多くの人が利用できるように、利用者の均整を考慮してもらいたい
- ・市全般の情報提供や案内ができること
- ・どのようなサークルがあるか分からないので、団体一覧表を掲示して募集状況等も示して 欲しい
- •「公民館だより」を発行して活動の紹介をしたらどうか
- ・利用方法や場所、どんな部屋があるか分からない
- ・作品展示の場が欲しい

【公民館だより(並木公民館)】



2.8. 課題の抽出

生涯学習の方向性、及び市民ニーズの把握に基づき、今後の公民館のあり方についての課題を整理すると、以下の通りとなります。

(1) 学習に関する内容

公民館での学級・講座の充実については、生涯学習推進基本計画の施策の方向で取り上げられていますが、市民ニーズにおいても学習要求は高く、広く市民ニーズを反映した学級・講座の充実や学習環境の向上を図る必要があります。

また、母親の子育て支援についても、生涯学習推進基本計画の施策の方向で取り上げられていますが、市民ニーズにおいても子育ての講座に関するニーズがあり、子育てに関する学習機会を充実させる必要があります。

(2) 地域の活力に関する内容

市民の自主性の尊重については、生涯学習推進基本計画の基本的考え方でも取り上げられていますが、市民ニーズにおいてもボランティアや各種活動への参加、及び市民主体の公民館運営・維持管理等、市民の自主性の発揮による地域の活力向上を望む声が多く、利用者の自主性が発揮できる環境づくりを行う必要があります。

(3) 世代間交流に関する内容

若年層の学校外活動等については、生涯学習推進基本計画の施策の方向で取り上げられていますが、市民ニーズにおいても児童及び中高生等、若年層がもっと公民館に関わることのできる仕組みがあることを望む声が多く、若年層が利用しやすい仕組みを整える必要があります。また高齢者についても同様な意見があることから、高齢者の方についても利用しやすい仕組みを整える必要があります。

(4) 地域内交流に関する内容

団体間のネットワーク化、外国人住民との融和等については、生涯学習推進基本計画の施策の方向で取り上げられていますが、市民ニーズにおいても他サークルとの協働によるボランティア活動や利用者間の交流会・国際交流等、地域の中での交流を望む声が多いことから、交流が促される環境を整える必要があります。

また公民館から情報発信し、多くの人が活用、交流できる場となることを望む声もあり、より多くの市民に情報が届く環境を整える必要もあります。

(5) 利便性に関する内容

施設改善(ハード面)及び関連施設の充実や連携(ソフト面)等、生涯学習関連施設の整備・ 充実については、生涯学習推進基本計画の施策の方向で取り上げられている内容でありますが、 市民のニーズにおいても公民館の利便性向上に関する希望が多く、市民ニーズに基づいたある べき施設像を検討する必要があります。